

○法総務省省令第一号
経済産業省

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十六日

総務大臣 石田 真敏

法務大臣 山下 貴司

経済産業大臣 世耕 弘成

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第四まで及び様式第六中「ロ」を「ハ」に改める。

附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。